

令和 6 年第 4 回南幌町議会定例会議事日程

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 例月出納検査結果報告	
		3 定例監査結果報告	
		4 財政的援助団体等監査結果報告	
		5 町長一般行政報告	
4		一般質問	
5	議案第 6 0 号	功労表彰について	
6	議案第 6 1 号	令和 6 年度南幌町一般会計補正予算（第 8 号）	
7	議案第 6 2 号	令和 6 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
8	議案第 6 3 号	令和 6 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 1 号）	
9	議案第 6 4 号	工事請負契約の変更について（南幌温泉整備工事（建築工事））	
1 0	議案第 6 5 号	議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例制定について	
1 1	議案第 6 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	
1 2	議案第 6 7 号	南幌町特別職報酬等審議会条例制定について	
1 3	議案第 6 8 号	南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について	
1 4	議案第 6 9 号	町道路線の認定について	
1 5	議案第 7 0 号	南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者の指定について	
1 6	議案第 7 1 号	南空知消防組合規約の一部変更について	
1 7	議案第 7 2 号	南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について	
1 8	議案第 7 3 号	損害賠償額の決定及び和解について	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
1 9	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
2 0	発議第 1 8 号	南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	
2 1	発議第 1 9 号	南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	
2 2	発議第 2 0 号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月	日	内 容
10月	24日	空知町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、議長出席した。
	25日	第4回議会臨時会を開催した。
	同日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
	29日	南空知消防組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。
	同日	三重県津市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	30日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
	同日	南空知公衆衛生組合現地視察が千歳市で開催され、関係議員出席した。
	31日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
11月	1日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
	3日	教育文化功労賞・奨励賞表彰式に議長出席し、祝辞を述べた。
	6日	社会福祉法人南幌福祉会大規模修繕工事完工披露会に各議員出席した。
	7日	東京都羽村市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
	10～12日	空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査のため、宮城県に議長出張した。
	11日	北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会が札幌市で開催され、関係議員出席した。
	13日	町村議会議長全国大会が東京都で開催され、議長出席した。
	14日	広報特別委員会を開催した。
	17日	議会報告懇談会を開催した。
	18日	南空知ふるさと市町村圏組合議会定例会が岩見沢市で開催され、議長出席した。
	22日	表彰審議会に関係議員出席した。
	同日	長幌上水道企業団議会臨時会が本町で開催され、関係議員出席した。

- 26日 ラッキーマート南幌店オープンセレモニーテープカットに議長出席した。
- 同日 南空知公衆衛生組合議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
- 27日 道央廃棄物処理組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。
- 29日 南空知葬斎組合議会定例会が由仁町で開催され、関係議員出席した。
- 12月 4日 議会運営委員会を開催した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和6年11月15日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和6年12月11日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和 6 年 1 1 月 1 5 日

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美
" 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和 6 年 1 1 月 1 5 日に執行した令和 6 年 1 0 月分の例月出納検査結果を、
地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和6年度

現金出納状況

令和6年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		会計名	金 額	
								一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ		
一般会計	3,507,940,473	290,543,424	3,798,483,897	3,118,130,214	567,113,310	3,685,243,524	113,240,373		△ 4,000,000 △ 500,000	117,740,373
国保会計	426,274,951	91,030,860	517,305,811	406,009,819	90,137,290	496,147,109	21,158,702	一般会計より	0	21,158,702
介護保険会計	389,451,492	67,830,600	457,282,092	352,002,476	74,566,702	426,569,178	30,712,914	一般会計より	4,000,000	26,712,914
後期高齢者会計	44,429,403	4,110,900	48,540,303	41,290,432	5,942,441	47,232,873	1,307,430	一般会計より	500,000	807,430
歳入歳出外	279,136,158	29,628,774	308,764,932	190,530,568	37,221,423	227,751,991	81,012,941		0	81,012,941
合計	4,647,232,477	483,144,558	5,130,377,035	4,107,963,509	774,981,166	4,882,944,675	247,432,360		0	247,432,360
一時借入金	借入先	金額	名称	金額	名称	金額	名称	歳計	現金(つり銭)	285,000
	南幌町農協		財政調整基金	514,833,332	農業支援対策基金	872,648			信金定期預金	10,577,400
	空知信金		減債基金	14,669,402	ふるさと応援基金	233,128,603			農協定期預金	6,801,200
			教育振興基金	3,760,460	森林環境譲与税基金	2,820,692			農協普通預金	229,768,760
			地域福祉振興基金	13,316,241	消防防災対策基金	10,000,000				
			南幌温泉ハート&ハート基金	49,584,878	国民健康保険事業特別金計基金	135,180,796				
合計		0	中山間ふるさと水と土保基金	10,671,315	介護給付費等準備基金	97,868,923	合計		合計	247,432,360

令和6年度

下水道事業会計

令和6年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		区分	金 額	
								区分	金 額	
下水道事業(預金)	246,796,845	5,640,782	252,437,627	234,356,875	5,962,684	240,319,559	12,118,068			12,118,068
下水道事業(現金)	0	0	0	0	0	0	0			0
下水道事業(預り金)	468,600	0	468,600	0	0	0	468,600			468,600
計	247,265,445	5,640,782	252,906,227	234,356,875	5,962,684	240,319,559	12,586,668			12,586,668
一時借入	金 額	基の保管	金 額	名称	金額	歳現の保管	金 額	区分	金 額	金 額
	8,700,000	金					12,586,668	現金		0
合計	8,700,000			合計		0	合計	合計		12,586,668

令和6年度

病院事業会計

令和6年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	果計	前月までの払高	本月中払高	果計		区分	金 額	
								区分	金 額	
病院事業(預金)	905,164,733	44,276,691	949,441,424	343,092,187	44,458,572	387,550,759	561,890,665			561,890,665
病院事業(現金)	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000			70,000
病院事業(預り金)	40,316,583	5,343,492	45,660,075	37,711,911	5,276,086	42,987,997	2,672,078			2,672,078
計	945,551,316	49,620,183	995,171,499	380,804,098	49,734,658	430,538,756	564,632,743			564,632,743
一時借入	金 額	基の保管	金 額	名称	金額	歳現の保管	金 額	区分	金 額	金 額
		0				0	414,562,743	現金		70,000
合計				合計		0	合計	合計		564,632,743

諸般報告 3

定例監査結果報告について

このことについて、令和6年11月18日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告書の提出があったので報告する。

令和6年12月11日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和6年11月18日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員

〃

白 倉 敏
加 藤 真



令和6年度南幌町定例監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した、定例監査結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

I. 監査実施期間

令和6年10月18日から令和6年10月30日まで（うち8日間）

II. 監査対象課等

議会事務局、総務課、まちづくり課、住民課、税務課、出納室、保健福祉課、都市整備課、産業振興課、農業委員会事務局、教育委員会生涯学習課、学校給食センター、スポーツセンター、町立南幌病院

III. 監査の手続き

令和6年9月末における南幌町定例監査にあたっては、地方自治法第199条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の概要把握に努めるとともに、南幌町監査基準に基づき、令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針の執行状況、令和6年度予算見積書総括表に掲げられている重点事項について、9月末までの実施状況の検証と10月以降の事業実施計画について、定例監査の基本的な着眼点を次のとおりとし、担当職員からの聞き取り及び関係書類の閲覧により検証した。

1. 住民の福祉が図られ、少ない経費で最大の効果を挙げられるよう執行されているか。
2. 事務、事業が効果的、経済的かつ法令及び条例等に沿って適正に執行され、公正と能率が図られているか。

IV. 監査の内容

1. 9月末の一般会計歳入状況について

9月末の収入額合計は 3,073,147 千円と予算現額に対し収入率 37.1%、前年同期比 58,682 千円、1.9%増加している。

2. 9月末の一般会計歳出状況について

予算現額 8,284,403 千円に対し、歳出執行額合計 3,118,130 千円は、前年同期比 341,089 千円、12.3%増加している。

商工費は、令和5年度からの繰越事業である南幌温泉整備事業が主な要因となり、前年同期比 378,836 千円、1,216.7%増加している。

3. 9月末の保管現金状況について

9月末現在の保管現金は 1,689,682 千円で、前年同期比では運転資金である歳計預金が 5,777 千円増加、基金預金では 446,809 千円減少し、残高合計で前年同期比△441,032 千円の減少となっている。

4. 各課等の町政執行方針・教育行政執行方針及び事務事業等の実施状況について

① 議会事務局

【令和6年度執行方針実施経過】

該当事務はない。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、特筆すべき事項はない。

② 総務課

【令和6年度執行方針実施経過】

広報防災係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

③ まちづくり課

【令和6年度執行方針実施経過】

地域振興係、企画係、デジタル推進係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、

適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

④ 住民課

【令和6年度執行方針実施経過】

環境交通係、国保医療係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

【9月末の国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の状況】

国民健康保険特別会計における9月末の対象世帯数は1,054世帯と前年同期の1,088世帯に対し34世帯、3.1%減少、被保険者総数は1,753名と前年同期の1,814名に対し61名、3.4%減少している。

国民健康保険の給付費の支払状況は、予算現額645,600千円に対し342,367千円と執行率53.0%、前年同期の276,823千円に対し65,544千円、23.7%増加している。

後期高齢者医療特別会計における9月末の被保険者数は1,430名と前年同期の1,387名に対し43名、3.1%増加している。

広域連合負担金は予算現額132,930千円に対し45,853千円と執行率34.4%、前年同期の40,681千円に対し5,171千円、11.2%増加している。

⑤ 税務課

【令和6年度執行方針実施経過】

収納対策係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

【9月末の町税等収納状況】

9月末現在の現年度分の町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納率については、前年同期比、0.9%の増加となっている。

9月末現在の滞納繰越分の町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納率については、前年同期比4.1%の増加となっている。

⑥ 出納室

【令和6年度執行方針実施経過】

該当事務はない。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、特筆すべき事項はない。

⑦ 保健福祉課

【令和6年度執行方針実施経過】

福祉障がい係、健康づくり係、子育て支援係及び高齢者包括係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

【9月末の介護保険特別会計の状況】

介護保険特別会計における被保険者総数は2,723名と前年同期の2,692名に対し31名、1.2%増加している。

保険給付費の支払状況は、予算現額799,400千円に対し339,658千円と執行率42.5%、前年同期の306,289千円に対し33,369千円、10.9%増加している。

⑧ 都市整備課

【令和6年度執行方針実施経過】

土木係、都市施設係が所管する事務での執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

【9月末の下水道事業損益の状況】

令和6年度より企業会計へ移行しており、9月末の下水道事業収益は133,841千円と進捗率41.9%、このうち営業収益である下水道使用料は47,350千円と進捗率41.3%、営業外収益は86,491千円と進捗率42.3%となっている。

下水道事業費用は43,441千円と進捗率12.9%、このうち営業費用は41,456千円と進捗率12.8%となっている。

このことから、下水道事業のうち営業収支は5,894千円、営業費用で営業収益を除いた営業収支比率は114.2%となっている。

⑨ 産業振興課

【令和6年度執行方針実施経過】

農政係、商工観光係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

⑩ 農業委員会事務局

【令和6年度執行方針実施経過】

該当事務はない。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、特筆すべき事項はない。

⑪ 教育委員会生涯学習課、学校給食センター、スポーツセンター

【令和6年度執行方針実施経過】

学校教育係、社会教育係及び給食業務係が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

⑫ 町立南幌病院

【令和6年度執行方針実施経過】

町立病院事務が所管する事務で執行方針（目標）に係る事務があり、9月末までに実施した内容及び10月以降に実施を予定しているものについて、適正に事務が執行されている。

【事務事業の実施状況】

概ね適正に業務が執行され、上記のほか特筆すべき事項はない。

【9月末の患者数について】

9月末の患者数は、入院で5,949名、外来で7,954名、合計13,903名と前年同期比△436名、3.0%減少した。

【9月末の医業損益の状況について】

9月末の医業収益は228,524千円と進捗率42.3%、前年同期比△9,757千円、4.1%減少し、このうち入院収益は154,700千円と進捗率44.1%、前年同期比△7,264千円、4.5%減少した。9月末の入院患者数で除した全病床を平均した累計の入院単価は26,004円と前年同期の24,473円を1,531円、6.3%上回っている。

外来収益は60,683千円と進捗率52.1%、前年同期比△1,762千円、2.8%減少した。

9月末の外来1人当たりの単価は7,629円と前年同期の8,088円を△459円、5.7%下回っている。

医業費用は257,643千円と進捗率34.1%、前年同期比11,638千円、4.7%増加した。

このうち給与費は171,068千円と進捗率38.0%、前年同期比3,392千円、2.0%増加した。

このことから、医業収支は△29,119千円と前年同期の△7,724千円から△21,395千円減少し、医業費用で医業収益を除した医業収支比率は88.7%と前年同期の96.9%を8.2%下回った。

V. 監査の結果

総括意見として定例監査の所見を述べる。

【総括意見】

令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針に沿って、概ね適正に事務執行されていると認められる。

財務及び事務に関する執行状況は、本年度の実施事項の特徴を挙げ各項において検討した結果、財務に関する事務及び南幌町行政組織規則第4条から第10条及び第12条、南幌町議会事務局規程第4条、南幌町農業委員会事務局設置規程第4条、南幌町教育委員会事務局組織規則第5条、国民健康保険町立南幌病院規則第6条に規定されている事務分掌の執行状況は、概ね適正と認められる。

【所見】

今年の春も例年よりやや早い雪解けとなり、好天に恵まれ、作付作業も順調に終わり、夏は平年より暑いとはいえ、昨年よりしのぎやすい夏となった。

世界は二つの大きな戦争が未だ終わりが見えず、世界的な原材料や運賃の高騰が続いている。それは日本国内の物価上昇にもつながり家計を圧迫し賃金が多少上がったものの、国民の実質所得は減り、その生活は決して楽ではない。

そのような中、南幌町は転入者が去年に引き続き堅調であり、「はれっば」の来場者も多く11月にはラッキーマート南幌店が開店するなど町内に活気を感じる年となった。

一方、コロナ禍による人の流れの変化による影響は未だに影を落とし町の姿も明暗を分けていることも否めない。

各事業において、特記すべきことを下記のとおり報告する。

【特記事項】

・議会関係

議員報酬や議員定数とともに、議員の会議等の出席日数が増加傾向であることを踏まえた議論をしていくべきと考える。

・財政関係

南幌温泉改修事業や準工業用地の整備など、投資的事業が増加し、財政状況は緊張した状況が続くことから、引き続き簡略化すべき行政サービスはないか、無駄となっているものはないか目配り願う。

・企業誘致関係

準工業用地における企業誘致は、費用対効果を念頭に将来の負担が大きくならないよう、引き続きの努力と積極的な誘致活動を期待する。

・公共交通関係

オンデマンド交通について、民間事業者がすべきことと行政がすべきことをきちんと差別化し、今後も適正な運営を願う。

路線バスの減便は今後さらに厳しい状況になることが想定されるため。オンデマンド交通への期待は大きくなることが予想される。交通弱者だけではなく住民全体の交通を支えることを期待する。

・まちづくり活動支援事業関係

まちづくり活動支援事業補助金について、補助金交付にあたり厳格な支援理由や要件もって対応願う。

・ふるさと納税関係

ふるさと納税の返礼品がより魅力的なものになり、寄附していただいた方に満足いただけるよう今後も努力願う。

・イベント関係

盆踊りが復活したことは喜ばしく、今後も継続できるよう運営方法の検討が必要と考える。

・総括

令和6年度はますます厳しい財政状況の中、様々な住民福祉のための努力を継続していると考えます。令和7年度以降も老朽化した施設等の大規模改修が控え、思うように事業ができないことも懸念されるが、各施設の維持管理費、修繕費等の見直しを行うなど、持続可能なコスト削減意識と費用対効果の意識を持ち、町民が安心する財政運営と今後の南幌町の発展につながるよう、理事者及び職員の努力と活躍を期待し結びとする。

諸般報告 4

財政的援助団体等監査結果報告について

このことについて、令和6年11月11日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和6年12月11日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号
令和6年11月11日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員
〃

白 倉 敏
加 藤 真



令和6年度南幌町財政的援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

記

1. 監査実施団体

株式会社 南幌振興公社

2. 監査実施期日

令和6年10月16日（1日間）

3. 財政的援助等内容

イ. 株 式 30,500千円（出資比率31.4%）

ロ. 損失補償 元金181,660千円及び利息の合計額を限度

4. 監査の目的と着眼点

財政的援助団体である株式会社南幌振興公社の令和5年度決算報告書、貸借対照表、損益計算書、契約書類等の重要書類を閲覧し、南幌町監査基準に基づき経営概況について書類監査と聞き取りを主に実施した。

また、令和6年9月末現在の経営成績、運営状況、集客状況の推移など、事業実績を基本に南幌リバーサイドゴルフ場の経営概況と収支見込についての聞き取りを主に確認を行うとともに財務諸表の検証を行っている。

なお、千円単位への四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

5. 監査の場所

株式会社 南幌振興公社会議室

6. 監査の内容

① 令和5年度事業実績

営業日数は222日と前年度より4日少なく、入場客数は前年度を47人、0.1%上回った。コース売上高も前年度に比べ3,110千円、2.1%増加した。

【令和5年度コース売上高及び入場者数】

年 度 項 目		令和5年度	令和4年度	前 年 度 対 比	
				増 減	増減率
営 業 日 数		222 日	226 日	△4 日	△1.8%
西・南	売 上 高	131,082 千円	127,499 千円	3,583 千円	2.8%
	入 場 者 数	35,399 人	35,141 人	258 人	0.7%
	客 単 価	3,703 円	3,628 円	75 円	2.1%
北	売 上 高	18,321 千円	18,794 千円	△473 千円	△2.5%
	入 場 者 数	6,603 人	6,814 人	△211 人	△3.1%
	客 単 価	2,775 円	2,758 円	17 円	0.6%
合 計	売 上 高	149,403 千円	146,293 千円	3,110 千円	2.1%
	入 場 者 数	42,002 人	41,955 人	47 人	0.1%
	客 単 価	3,557 円	3,487 円	70 円	2.0%

※ 売上高に消費税及びゴルフ場利用税を含まない。

※ 入場者数に北コースの15歳未満の無料入場者を含む。(令和5年度：96名、令和4年度：116名)

② 令和5年度損益

練習場を含めた総売上高は164,817千円と予算比20,817千円、達成率114.5%、前年比3,449千円、2.1%増加した。

練習場売上高は15,027千円と前年比326千円、2.2%増加した。

売上原価は120,977千円と、前年比2,417千円、2.0%増加した。売上高構成比は73.4%と前年度の73.5%を0.1%下回り、売上総利益は43,840千円と前年比1,032千円、2.4%増加した。

販売・管理費は22,541千円と、前年比△1,930千円、7.9%減少した。営業利益では21,299千円と前年比2,962千円、16.2%増加した。

以上の結果、売上原価が売上高に占める割合の減少を主たる要因として、経常利益(税引前当期純利益)は21,160千円と前年比3,375千円、19.0%増加となった。

【比較損益計算書】

(単位：千円)

科 目	令和5年度					令和4年度		増 減	
	予算額	売上比	決算額	売上比	達成率	金 額	売上比	増 減	増減率
売 上 高	144,000	100.0%	164,817	100.0%	114.5%	161,368	100.0%	3,449	2.1%
売 上 原 価	117,270	81.4%	120,977	73.4%	103.2%	118,560	73.5%	2,417	2.0%
仕 入 高	150	0.1%	283	0.2%	188.7%	271	0.2%	12	4.4%
労 務 費	68,991	47.9%	60,355	36.6%	87.5%	57,759	35.8%	2,596	4.5%
消 耗 品 費	2,390	1.7%	4,908	3.0%	205.4%	7,569	4.7%	△2,661	△35.2%
修 繕 費	6,750	4.7%	14,388	8.7%	213.2%	14,177	8.8%	211	1.5%
種 子 農 薬 費	9,750	6.8%	7,577	4.6%	77.7%	7,905	4.9%	△328	△4.1%
広 告 宣 伝 費	2,529	1.8%	3,639	2.2%	143.9%	2,670	1.7%	969	36.3%
減 価 償 却 費	7,400	5.1%	9,021	5.5%	121.9%	8,735	5.4%	286	3.3%
そ の 他 費 用	19,310	13.4%	20,806	12.6%	107.7%	19,474	12.1%	1,332	6.8%
売 上 総 利 益	26,730	18.6%	43,840	26.6%	164.0%	42,808	26.5%	1,032	2.4%
販 売 ・ 管 理 費	21,323	14.8%	22,541	13.7%	105.7%	24,471	15.2%	△1,930	△7.9%
人 件 費	12,200	8.5%	12,423	7.5%	101.8%	13,425	8.3%	△1,002	△7.5%
広 告 宣 伝 費	7,287	5.1%	8,021	4.9%	110.1%	8,209	5.1%	△188	△2.3%
保 険 料	217	0.2%	217	0.1%	100.0%	1,017	0.6%	△800	△78.7%
そ の 他 費 用	1,619	1.1%	1,880	1.1%	116.1%	1,820	1.1%	60	3.3%
営 業 利 益	5,407	3.8%	21,299	12.9%	393.9%	18,337	11.4%	2,962	16.2%
営 業 外 利 益	783	0.5%	1,748	1.1%	223.2%	1,161	0.7%	587	50.6%
営 業 外 費 用	1,766	1.2%	1,887	1.1%	106.9%	1,713	1.1%	174	10.2%
経 常 利 益	4,424	3.1%	21,160	12.8%	478.3%	17,785	11.0%	3,375	19.0%

(注) ※ 売上原価の労務費に高齢者事業団からの人員派遣委託費を含む。

③ 令和5年度末財務の状況について

令和5年度末の財務規模は758,235千円と前年比13,143千円、1.8%増加した。

1. 資産の部

流動資産は現金・預金が14,920千円増加し、固定資産では有形固定資産が2,724千円減少、投資その他資産が734千円増加した。

【資産の部】

(単位：千円)

年 度 科 目		令和 5 年度末		令和 4 年度末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
流動資産	現 金 ・ 預 金	60,770	8.0%	45,850	6.2%	14,920	32.5%
	そ の 他	2,003	0.3%	1,790	0.2%	213	11.9%
	流動資産計	62,773	8.3%	47,640	6.4%	15,133	31.8%
固定資産	有 形 固 定 資 産	87,968	11.6%	90,692	12.1%	△2,724	△3.0%
	無 形 固 定 資 産	17,697	2.3%	17,697	2.3%	0	0.0%
	コ ー ス 勘 定	574,110	75.7%	574,110	77.2%	0	0.0%
	投資その他資産	15,687	2.1%	14,953	2.0%	734	4.9%
	固定資産計	695,462	91.7%	697,452	93.6%	△1,990	△0.3%
資産合計		758,235	100.0%	745,092	100.0%	13,143	1.8%

2. 負債・純資産の部

負債及び純資産は、流動負債で法人税等充当金が前年比 762 千円増加した。

固定負債では、長期借入金 6,500 千円を償還し、また、固定資産の取得に伴う長期未払金も前年比 2,059 千円減少した。

純資産では、税引後の当期純利益 9,492 千円が増加した。

【負債・純資産の部】

(単位：千円)

科 目			令和 5 年度末		令和 4 年度末		増 減			
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率		
負 債 の 部	流動負債	法 人 税 等 充 当 金		3,224	0.4%	2,462	0.3%	762	31.0%	
		未 払 消 費 税		2,679	0.4%	2,276	0.3%	403	17.7%	
		そ の 他 流 動 負 債		7,571	1.0%	2,380	0.3%	5,191	218.1%	
		流動負債計		13,474	1.8%	7,118	1.0%	6,356	89.3%	
	固定負債	長 期 借 入 金		116,660	15.4%	123,160	16.5%	△6,500	△5.3%	
		長 期 未 払 金		1,888	0.2%	3,947	0.5%	△2,059	△52.2%	
		そ の 他 固 定 負 債		9,925	1.3%	4,071	0.5%	5,854	143.8%	
		固定負債計		128,473	16.9%	131,178	17.6%	△2,705	△2.1%	
	負 債 合 計		141,947	18.7%	138,296	18.6%	3,651	2.6%		
純 資 産 の 部	株主資本	利益剰余金	資本金		97,100	12.8%	97,100	13.0%	0	0.0%
			利 益 準 備 金		24,275	3.2%	24,275	3.3%	0	0.0%
			別 途 積 立 金		348,000	45.9%	348,000	46.7%	0	0.0%
			繰越利益剰余金		146,913	19.4%	137,421	18.4%	9,492	6.9%
			小 計		519,188	68.5%	509,696	68.4%	9,492	1.9%
	純 資 産 合 計		616,288	81.3%	606,796	81.4%	9,492	1.6%		
	負債・純資産合計		758,235	100.0%	745,092	100.0%	13,143	1.8%		

④ 令和6年9月末実績と経営概況について

令和6年9月末の営業実績は、練習場及び西南コースは4月6日、北コースは4月13日に営業を開始した。

入場者数や売上高は、4月、6月、8月、9月は前年同期よりも増加、5月、7月は前年同期よりも減少となっており、天候に左右されたことが大きな要因と考えられる。

9月末累計では37,451人と当月末計画の32,100人に対し達成率116.7%、前年同期比2,489人、7.1%の増加となっており、コース管理の状況やWeb予約が功を奏し好調を維持している。

入場者数に占めるWeb予約の割合が9月末現在で20,233人、54.0%と前年度通期の52.5%を上回り集客効果を挙げている。

練習場の売上は、9月末現在で13,186千円と前年同期の12,307千円を上回った。

西・南コースの営業日数は、176日と前年173日に比べ3日多く、北コースは121日と前年同期の119日に比べ2日多くなっている。

9月末のコース売上高は133,301千円と前年同期の122,770千円を10,531千円、8.6%上回っている。入場者数も37,451人と前年同期の34,962人を上回る結果となっている。

【令和6年9月末コース売上高及び入場者数】

項 目		単位	令和6年9月末			前 年 同 期	前年同期対比	
			計 画	実 績	達成率		増 減	増減率
西・南	売 上 高	千円	96,598	116,361	120.5%	107,867	8,494	7.9%
	入 場 者 数	人	27,100	31,334	115.6%	29,578	1,756	5.9%
	客 単 価	円	3,564	3,714	104.2%	3,647	67	1.8%
北	売 上 高	千円	13,600	16,940	124.6%	14,904	2,036	13.7%
	入 場 者 数	人	5,000	6,117	122.3%	5,384	733	13.6%
	客 単 価	円	2,720	2,769	101.8%	2,768	1	0.0%
合 計	売 上 高	千円	110,198	133,301	121.0%	122,770	10,531	8.6%
	入 場 者 数	人	32,100	37,451	116.7%	34,962	2,489	7.1%
	客 単 価	円	3,432	3,559	103.7%	3,512	47	1.3%

※ 売上高に消費税、ゴルフ場利用税は含まない。

※ 北コースの15歳未満の無料入場者を含む。（令和6年度：71名、令和5年度：91名）

7. 監査のまとめ

令和5年度は令和4年度に比べ、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類になったこともあり、総売上高が前年比3,449千円、2.1%増加した。

令和6年度は集客面で定着してきたWeb予約が全体の54.0%と前年より増加した。

自社ホームページの予約サイトをリニューアルし、送客手数料の圧縮に取り組み、その効果として送客人数は前年同期比2,584人、14.6%増加しているが、送客手数料は前年同期比で△89,380円、1.8%減少しており経費削減の努力が伺えた。

コース状況については、春先の融雪は順調に進み良好な状態で営業を開始することができたが、5月、6月、7月の特徴として、降雨日数は多かったが、雨量は少なく、特に6月中旬から7月末にまとまった雨が降るまで干ばつが続き、コースコンディションが低下し営業への影響が心配された。8月、9月は降雨もあり干ばつも解消され芝生の密度も上がり、良好な状態で営業できたことも確認した。

練習場においても、9月末までの計画売上額に対して2,186千円増加、達成率は120.0%となっており、前年同期を上回って好調に推移している。

本年度9月末総売上実績はコース、練習場、売店で146,852千円と前年同期比8.5%の増加と好調を維持している。

引き続き、Web予約等を活用した一層の集客方法の拡大を図ることで、効率化・経営健全化についての取組を進め、財政規律の強化や老朽化している施設・機械等の最低限の維持管理に努めることが重要である。

また、今後の人材確保がますます重要となってくることから、急速に変化する労働法制に対応した就業規則等の整備により人材確保に努められたい。

議案第 6 0 号

功労表彰について

下記の者を表彰条例（昭和 3 5 年南幌町条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき
功労表彰を行いたいのので、議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

空知郡南幌町南 1 6 線西 4 番地

ほ ん ま ひでまさ

本 間 秀 正

昭和 2 9 年 1 0 月 1 9 日生

町議会議員、消防団員、総合農政推進協議会委員として地方自治の発展、農
業振興発展に寄与された功績

空知郡南幌町南 1 8 線西 1 0 番地

お だ あきら

織 田 章

昭和 3 3 年 5 月 1 2 日生

消防団員として地方自治の発展に寄与された功績

議案第 6 4 号

工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年南幌町条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約の変更をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

南幌温泉整備工事（建築工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

変更前

金 5 7 9 , 7 0 0 , 0 0 0 円也

（内消費税及び地方消費税の額 5 2 , 7 0 0 , 0 0 0 円）

変更後

金 5 9 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円也

（内消費税及び地方消費税の額 5 4 , 3 0 0 , 0 0 0 円）

4 契約の相手方

札幌市中央区北 2 条東 1 7 丁目 2 番地

岩田地崎建設株式会社

代表取締役社長 岩 田 圭 剛

参考

工期 契約締結日より令和 7 年 1 月 3 1 日まで

議案第 6 5 号

議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する
条例制定について

議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例（昭和 2 8 年南幌町条例第 1
0 号）の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例の全部を改正する条例

議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例（昭和２８年南幌町条例第１０号）の全部を次のように改正する。

南幌町議会の議決すべき事件に関する条例

（趣旨）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（議決すべき事件）

第２条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とするため、本案を提案するものである。

議案第 6 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南幌町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 南幌町個人情報保護法施行条例（令和5年南幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年南幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び附則第2条第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧

拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第 6 7 号

南幌町特別職報酬等審議会条例制定について

南幌町特別職報酬等審議会条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、南幌町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額及び非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、南幌町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

南幌町特別職報酬等審議会を設置するため、本案を提案するものである。

議案第 6 8 号

南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について

南幌町保健福祉総合センター条例（平成 1 0 年南幌町条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

南幌町保健福祉総合センター条例（平成１０年南幌町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表１（第１１条関係）浴室の項中「４９０」を「５００」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴い、本案を提案するものである。

議案第 6 9 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の町道路線を認定するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

整理 番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
2 3 8	南幌流通団地 1 号線	南幌町 4 4 4 番 6 地先 （国道 3 3 7 号交点）	町道南幌流通団地 3 号線交点	
2 3 9	南幌流通団地 2 号線	南幌町 2 7 3 4 番 2 地先 （町道西 1 0 号交点）	町道南幌流通団地 3 号線交点	
2 4 0	南幌流通団地 3 号線	南幌町 2 7 3 4 番 2 地先 （町道西 1 0 号交点）	町道南幌流通団地 2 号線交点	
2 4 1	南幌流通団地 4 号線	南幌町 2 7 8 9 番 1 地先 （町道南 1 6 線交点）	南幌町 1 5 8 番 2 4 地先（町道西 9 号交点）	

提案理由

南幌流通団地整備に伴い、団地内道路を新設するため、本案を提案するものである。

議案第 70 号

南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定
管理者の指定について

南幌町スポーツセンター及び南幌町農村環境改善センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 11 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 指定管理を行う公の施設の名称

南幌町スポーツセンター、南幌町農村環境改善センター

2 指定管理者となる団体の名称

帯広市東4条南10丁目2番地
株式会社オカモト

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

指定管理者制度を導入する公の施設について、新たに指定管理者を指定するため、本案を提案するものである。

議案第 7 1 号

南空知消防組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、南空知消防組合規約（昭和 4 7 年 4 月 1 日規約第 1 号）を次のとおり変更する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南空知消防組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約

南空知消防組合規約の一部を変更する規約（令和6年規約第1号）の一部を次のように変更する。

附則中「北海道知事の許可のあった日」を「北海道知事への届出の日」に改める。

附 則

この規約は、令和7年1月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定により、附則の文言を変更するため、本案を提案するものである。

議案第 7 2 号

南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の者を委嘱したいので、南幌町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年南幌町条例第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町稲穂3丁目3番16号

もんでん まさひこ

門 田 雅 彦

昭和29年6月1日生

南幌町南11線西10番地

しらくら まさしげ

白 倉 将 繁

昭和33年6月23日生

南幌町西町1丁目1番4号

おぐれ やすし

尾 暮 靖 志

昭和35年12月11日生

南幌町西町2丁目11番5号

せがわ さおり

瀬 川 佐緒里

昭和45年3月11日生

札幌市白石区北郷1条3丁目3番32号

やまざき ひろし

山 崎 博

昭和28年10月18日生

提案理由

南幌町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期満了に伴い、本案を提案するものである。

議案第 7 3 号

損害賠償額の決定及び和解について

道路の管理上の事故に関し、損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定による議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 事故発生年月日

令和5年11月20日 午後7時0分頃

2 事故発生場所

南幌町4789番3地先 町道南8線路上

3 相手方

江別市在住

4 和解条項

- (1) 町は、相手方に対し、解決金として90,000円を支払う。
- (2) 町と相手方の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 事故の原因

道路の陥没・段差により相手方車両の左側前後輪を損傷した。

提案理由

損害賠償の額を定め、和解するため本案を提案するものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 11 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町北町 6 丁目 3 番 7 号

ふ じ い ひ ろ こ

藤 井 弘 子

昭和 34 年 2 月 12 日生

提案理由

人権擁護委員の再任について、人権擁護委員法の規定に基づき諮問するものである。

発議第 18 号

南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

南幌町議会委員会条例（昭和 62 年南幌町条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 11 日提出

提出者 南幌町議会議員 佐 藤 妙 子

賛成者 〃 熊 木 恵 子

 〃 石 川 康 弘

記

南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例

南幌町議会委員会条例（昭和 6 2 年南幌町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「税務課、」及び「固定資産評価審査委員会、」を削り、同条第 2 号中「まちづくり課、」の次に「税務課、」を加え、同号中「農業委員会」の次に「、固定資産評価審査委員会」を加える。

第 3 条第 1 項中「4 年」を「2 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

常任委員会の所管事項と任期を改めるため、本案を提案するものである。

発議第 19 号

南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

南幌町議会個人情報保護条例（令和 5 年南幌町条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 11 日提出
南幌町議会まちづくり特別委員会
委員長 西 股 裕 司

記

南幌町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

南幌町議会個人情報保護条例（令和５年南幌町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものである。

発議第 20 号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長
より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求め
る。

令和 6 年 12 月 11 日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和6年12月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 熊 木 恵



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事項 | 総務常任委員会所管に関する事項 |
| 2 調査期間 | 自：令和7年1月1日
至：令和7年3月31日 |
| 3 経 費 | 予算の範囲内 |

令和6年12月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 調査事項 | 産業経済常任委員会所管に関する事項 |
| 2 | 調査期間 | 自：令和7年1月1日
至：令和7年3月31日 |
| 3 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和6年12月4日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子



所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 調査事項 | 議会運営委員会所管に関する事項 |
| 2 | 調査期間 | 自：令和7年1月1日
至：令和7年3月31日 |
| 3 | 経 費 | 予算の範囲内 |

